

警察、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等の関係機関・各団体の協力のもと、街頭検査を実施し、不正改造車を排除。

平成28年度は2,839回・142,426台に対して街頭検査を実施。整備不良車、不正改造車5,882台に対して指導を行い、そのうち1,708台には整備命令を発令。

特に、重点事項であった二輪車及び原動機付自転車897台の検査を行い、基準不適合マフラーの取付等の不正改造等があった164台に整備命令を発令。

### 主な基準不適合箇所

車体・車枠(回転部分のはみ出し等)	1,369件
電気・灯火類(不適切な灯火器の使用等)	1,416件
騒音・排ガス(基準不適合マフラーの装着等)	582件
保安装置(着色フィルムの貼付等)	1,288件



### 街頭検査の様子